

## 8/8(木)の報道発表

道発表資料の配付日時 令和6年8月8日(木) 14時00分

発表項目	職員の懲戒処分について	
概要	<p>次のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので、北海道公立大学法人札幌医科大学職員に係る懲戒処分の公表指針に基づき公表します。</p> <p>1 令和6年8月8日付け</p>	
	所属・職等	医学部教授（50歳代）
	処分の内容	停職5月
	事案の概要	<p>令和6年4月、当該教授は、自らの懲戒処分を軽減するため、ハラスメントの申出人と類推した教室員に対し、ハラスメントの申出の有無を尋ねるなどの不利益な取扱い（本学のハラスメント防止規程違反）を行ったほか、ハラスメントの申出の撤回を求めるなどのパワー・ハラスメントを行った。</p>
	管理監督責任	不問
	備考	当該教授は、ハラスメント行為により令和6年5月29日付けで停職3月の懲戒処分を受けた。
<p>2 本学の対応</p> <p>本学医学部教授によるハラスメント事案が発生し、5月29日付けで懲戒処分を行ったところ、今回、同教授及び准教授によるパワー・ハラスメント等が行われた本件が発生し、道民の皆様に対し、信頼を損ない、多大な御心配と御迷惑をおかけしたことに付きまして深くお詫び申し上げます。</p> <p>本学では、服務規律の遵守について、機会のあるごとに職員に注意喚起を行ってきたところですが、あらためて所属職員に対し、「ハラスメントをしない・させない・許さない」という強い意志を持ち、明るく働きやすい職場の形成に努めるようメッセージを発出したところであり、今後も全学をあげてハラスメント防止への教職員の意識向上や環境づくりに取り組み、信頼の回復に努めてまいります。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	<p>事案の詳細については、個人の特定につながるおそれがあり、プライバシー保護の観点からお答えできませんので、御留意願います。</p>	
本件に関する問い合わせ先	<p>札幌医科大学事務局 総務課 電話(代) 011-611-2111 担当：副課長 池田(内線 21200)</p>	